

2022年7月29日

「民事信託マネジメントサービス」の新商品導入について

株式会社広島銀行（頭取 清宗 一男）では、高齢者等の認知症対策（介護・医療・生活費等）のニーズに対するサービス拡充のため、「民事信託マネジメントサービス」の新商品を導入しますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 商品名

民事信託マネジメントサービス（金銭）

民事信託マネジメントサービス（マイホーム）

2. 目的

高齢化が急速に進展し、認知症や判断能力の低下を懸念する高齢者が増えることが見込まれる中、信頼できる家族や親族等に財産を託すことで、判断能力が低下する等してもご自身の意思に沿った財産の管理と処分を可能にします。

3. 商品の特長

| 商品名 | 民事信託マネジメントサービス（金銭） | 民事信託マネジメントサービス（マイホーム） |
|--------------------|------------------------------------|----------------------------------------|
| 特長 | 判断能力が低下する等しても相続人等が速やかに預金の引出・振込ができる | 判断能力が低下する等しても相続人等が自宅のリフォームや売却を行うことができる |
| 受託金額（追加信託） | 1,000万円以下 （追加信託累計1,000万円まで） | — |
| 手数料（変更手数料） 【税込】 | 44万円（1回につき5.5万円） | 55万円（1回につき5.5万円） |

（※）ひろぎんの民事信託マネジメントサービスの全体像は（別紙）をご参照ください

4. 取扱開始日

2022年8月1日（月）

以上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社 広島銀行 個人営業部
TEL (082) 247-5151 (代表)

(別紙)

民事信託マネジメントサービスの全体像

| | 民事信託マネジメントサービス | | | |
|------|------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------|
| | 金銭 | マイホーム | 不動産 | 自社株式 |
| 特長 | 判断能力が低下する等しても相続人等が速やかに預金の引出・振込ができる | 判断能力が低下する等しても相続人等が自宅のリフォームや売却を行うことができる | 判断能力が低下する等しても相続人等が不動産の活用(管理、新築、売却)を行うことができる | 判断能力が低下する等しても後継者へ円滑に事業承継を行うことができる |
| 信託目的 | 介護、医療、生活費等の支払 | ・介護等の為の自宅リフォーム ・老人ホーム入居費等の支払 に向けた自宅の売却 | 不動産の管理、新築、売却 | 事業承継 |
| 信託財産 | 金銭 | 自宅 | 不動産(アパート、遊休地) | 自社株式 |